

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第85号）

1 県民税

- (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成29年3月31日まで延長することとした。  
(附則第14条関係)
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成29年度まで延長することとした。(附則第16条関係)

2 不動産取得税

- (1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合に、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(第64条の2関係)
- (2) 農地の利用集積のための農地売買等事業など一定の事業に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等の対象となる者について、農地保有合理化法人を除き、農地中間管理機構を加えることとした。(第64条の6関係)
- (3) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。(附則第20条の3、附則第22条関係)
  - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置
  - イ 新築住宅に係る税率の減額措置を受けるために必要な土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置
  - ウ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の控除額を上乗せする特例措置

3 自動車取得税

- (1) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5とする措置を廃止し、並びに営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2とすることとした。(附則第24条の2関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率を特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、その乗じる割合を100分の20とすることとした。(附則第24条の2関係)
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率を特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、その乗じる割合を100分の40とすることとした。(附則第24条の2関係)
- (4) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る納税義務を免除する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。(附則第24条の2の4関係)

4 自動車税

対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとした。(附則第25条の2関係)

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分
- (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

5 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。(第108条関係)

- 6 その他所要の整備をすることとした。(第55条の2、第61条、第64条の3～第64条の7、附則第16条、附則第21条、附則第23条、附則第23条の2、附則第25条、附則第31条関係)

7 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第4条関係)